

議案第18号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

西亀有保育園の位置を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区東立石保育園の項を削り、同表葛飾区西亀有保育園の項中「〃 西亀有三丁目31番9号」を「〃 西亀有一丁目18番6号」に改め、同表葛飾区渋江保育園の項中「〃 東四つ木二丁目15番11号」を「〃 東立石三丁目3番15号」に改める。

付 則

この条例中別表葛飾区東立石保育園の項を削る改正規定は令和3年4月1日から、同表葛飾区西亀有保育園の項の改正規定は同年3月22日から、同表葛飾区渋江保育園の項の改正規定は同年5月6日から施行する。